糸満市墓地等の許可申請に関する事務取扱要領

第１　趣旨

　この要領は、糸満市墓地等の経営許可等に関する規則（以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）の実施のため、必要な事項について定める。

第２　用語の定義

　法及び規則で定めるものの他、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　公営墓地

　市町村又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が経営する墓地をいう。

２　法人墓地

　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定にする公益法人、宗教法人（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条の 2 に規定する宗教法人が経営する墓地をいう。

３　共同墓地

　町又は字の区域その他自治会等地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体等が経営する墓地をいう。

４　個人墓地

　個人が自己又は親族のために限り設置する墓地をいう。

第３　変更許可及び廃止許可の取扱い

１　変更許可

　墓地の区域の変更とは、既設の墓地に隣接して墓地区域を拡張する場合及び既設の墓地区域内において墳墓の設置場所を拡張する場合、並びに既設の墓地の一部を廃止する場合をいう。また、既設の納骨堂に隣接して新たな納骨堂を建造する場合は、たとえ同一地番あるいは境内地内であっても新設として取り扱う。（既設の納骨堂を増築する場合は、変更許可）

なお、経営者を変更する場合は、新たに法第 10 条第 1 項の許可を受けなければならない。

２　廃止許可

　墓地又は納骨堂の廃止許可については、改葬が完了された後に行うものとする。

２　経営許可申請書様式

申請区分	根拠条項	様　　式	提出部数
新設	法第 10 条第 1 項	規則第 3 条による第 1 号様式のとおり	2 部（個人墓地は 1 部）
変更	法第 10 条第 2 項	規則第 3 条による第 2 号様式のとおり	2 部（個人墓地は 1 部）
廃止	〃	規則第 3 条による第 3 号様式のとおり	2 部（個人墓地は 1 部）

３　経営許可申請時の添付書類

(1)　経営（新設）許可申請

<table>
<tr><th colspan="2">添付書類</th><th>地方
自治体</th><th>公益法人
宗教法人</th><th>地域共同体
地縁等</th><th>個人</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①定款又は寄付行為の写し
②敷地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
③付近見取図及び現場写真（周囲 200 メートル以内。納骨堂又は火葬場にあっては、周囲 500 メートル以内）
④造園計画図（緑地、植栽、排水計画、墳墓の配置平面図及び側面図を含む）
⑤敷地及び建物の配置平面図及び立体図面並びに構造仕様書（納骨堂、火葬場に限る）
⑥申請地及び隣接地の公図
⑦農業委員会の意見書（地目が畑の場合）
⑧自治会長の意見書
⑨隣接する土地の地主及び居住者並びに公共施設等からの同意書（公営墓地、法人墓地、共同墓地）
⑩隣接する土地の地主及び居住者等への説明書（個人墓地）
⑪法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）
⑫責任役員会等の議事録の写し
⑬墓地等の管理運営等に関する規則
⑭用地の取得状況又は取得計画
⑮資金計画（用地の購入費、土地造成工事業、施設費等）
⑯維持管理計画（販売計画、収入予算書）
⑰申請地周辺における墓地需要見込み状況
⑱他法令の手続状況一覧表</td><td>墓地</td><td>②③④⑥⑦⑧⑨⑬⑱</td><td>①②③④⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱</td><td>②③④⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑮⑯⑰⑱</td><td>②③④⑥⑦⑧⑩⑭⑱</td></tr>
<tr><td>納骨堂</td><td>②③⑤⑥⑦⑧⑨⑬⑱</td><td>①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑱</td><td>②③⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑮⑯⑱</td><td></td></tr>
<tr><td>火葬場</td><td>②③⑤⑥⑦⑧⑨⑬⑱</td><td>①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑱</td><td></td><td></td></tr>
</table>

(2)　変更許可申請

経営許可申請の場合と同じ書類の他、既設部分と変更に係る部分との関連が明瞭となるよう記載する。なお、墓地の一部廃止で改葬を必要とする場合は、改葬の完了を確認できる書類を添付する。

(3)　廃止許可申請

⑫の他、理由書、該当墓地等の現況図（納骨堂及び火葬場にあっては、配置平面図、構造仕様書）及び廃止に係る使用者の同意書及び改葬計画書を添付する。なお、墓地及び納骨堂で改葬を必要とする場合は、改葬の完了を確認できる書類を添付する。

４　許可申請の留意事項

(1)　経営者

墓地等の経営者は、原則として糸満市とする。これにより難い事情がある場合は、規則第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する宗教法人及び公益法人とする。但し、宗教法人及び公益法人であっても、明らかに営利目的と認められる場合は許可しない。また、宗教法人・公益法人が墓地・納骨堂を経営するには、宗教法人規則・寄付行為、定款において、墓地・納骨堂の経営を行うことができる旨規定されている必要がある。

(2)　規則第 2 条のただし書きの墓地等の経営

規則第 2 条ただし書きに規定される公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、原則として次の者が経営する墓地とする。

①　地域共同体、地縁等が経営する墓地

②　自己または親族の為に限り設置する墓地を経営する個人（公営墓地等が利用できない等、やむを得ない事情のある場合に限る。）

(3)　用地

墓地の安定経営及び営利目的の販売防止を図る観点から、許可後も当該地に抵当権、賃借権、地上権等を設定しないこと（地域共同体は除く）。また、個人墓地については、過大な面積を許可した場合、墓地の分譲販売が懸念されることから、墳墓１基の設置に必要な最小限の面積（概ね 30 平方メートル以下を目安）とする。

(4)　同意書等

①　公営墓地、法人墓地、共同墓地

墓地等の安定的な経営のため、墓地予定地の隣接地主及び公園、学校、病院その他公共施設又は人家から 100 メートル未満（火葬場にあっては、200 メートル未満）にあっては、該当する施設の管理者又は人家の世帯主（以下「隣接地主等」という。）から同意を得ること。

なお、隣接地主等から同意が得られない場合は、同意が得られない理由及び当該理由に対する措置計画を書面にして提出すること。

② 個人墓地

墓地を設置することについて、隣接地主及び隣接住居者に説明するとともに意見を求め、当該意見に対する措置計画を書面で提出すること。意見が得られない場合等は、その理由を記載した書面を提出すること。なお、墓地区域として定められている場所については、隣接地主及び隣接居住者への説明は不要とする。

(5) 許可証

申請者は糸満市長に対し、墓地経営計画の概要及び隣接地主等への説明状況を提示して許可を求めるものとする。

なお、市長は、概ね次の事項を総合的に判断し、当該申請者に許可証を交付するものとする。

① 市内における墓地等の需要の度合い及び分布状況との関連

② 糸満市の墓地基本計画、土地利用計画、その他事業計画からみて適当であるか

③ 公衆衛生上支障がないか

④ 公共の福祉の観点から支障がないか

⑤ 農地法との関連

⑥ その他措置を要する事項

(6) 共同墓地の取扱い

団体等が共同墓地を経営する場合は、総会等で同意を得た墓地管理規則が定められていること。

(7) 個人墓地の取扱い

墓地の設置場所及び構造基準については、規則の規定を準用する。ただし、規則第 6 条第 1 項イ、オ、カ及び第 7 条第 1 項イ、ウは適用しない。なお、糸満市の計画として、墓地区域が設定されている場合は、当該墓地区域に限り個人墓地の設置を認めることとする。

5 工事完成届出及び竣工検査

規則第 4 条の規定により工事完成届出が提出された場合は、市長は職員に竣工検査を実施させ、申請のとおり造成または建築されているか確認させる。

6 みなし許可に係る報告

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 11 条によるみなし許可が行なわれた場合は、市長は、墓地の経営者に対して下記の事項について同法第 18 条の規定に基づき報告を求める。

(1) 墓地等の構造設備を明らかにした図面及び計画墳墓数

(2) 墓地にあっては、その区域、区画を明らかにした図面

(3) 区域及び施設を変更する場合にあっては、変更の内容を示した図面

(4) 墓地管理規則（糸満市にあっては、管理条例）の写し

7 経営

法人等の墓地経営においては、安定経営及び永代管理の観点から墓地の使用権のみの販売とする。

第５　他法令との関連

墓地について、他法令と関連ある事項について関係機関又は他課との協議、調整が必要であり、事前に調査、指導を行う。また、墓地等の許可については、当該事業の最終目的であることから、経営許可申請を行う場合、原則として他法令の許可又は確認等を受けていることとする。なお、他法令とは、概ね次のような法律がある。

１　国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

国土利用計画法第 23 条の規定により、下記面積以上の土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設置を受けることとなる者は、知事に届け出なければならない。

(1)　都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域にあっては、二千平方メートル

(2)　都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域（(1) に規定する区域を除く。）にあっては、五千平方メートル

(3)　(1)及び(2)に規定する区域以外の区域にあっては、1 ヘクタール

２　宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）

宗教法人が事業活動として霊園経営を行う場合は、宗教法人法に基づき認証を得た規則において、墓地等経営を行う旨の規定があること。

３　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

(1)　法第 11 条第 1 項の規定により、都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第 59 条による知事又は国土交通大臣認可をもって、墓地経営の許可があったものとみなされる。但し、認可を受けた事業体が当該墓地を経営・管理する場合に限る。

(2)　都市計画法第 29 条により、1 ヘクタール以上の墓地の開発行為を行う者は、県知事の許可を受けなければならない。

４　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）

法第 11 条第 2 項の規定により、土地区画整理事業の施行による墓地の新設又は廃止については、事業計画の知事の認可をもって、墓地経営の認可があったものとみなされる。ただし、認可を受けた事業体が当該墓地を経営・管理する場合に限る。

５　沖縄県県土保全条例（昭和 48 年条例第 53 号）

沖縄県県土保全条例第 6 条の規定により、三千平方メートル以上の一団の土地について開発行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。（県土全域を対象とする。）

６　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

建築基準法第 6 条の規定による建築物を建設しようとする場合は、建築主事の確認を受けなければならない。

７　自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 54 号）

(1)　自然環境保全法第 25 条及び自然環境保全条例第 20 条の規定により、自然環境保全地域の特別地区においては、国指定地区にあっては環境大臣の、県指定地区にあっては知事の許可を受けなければ、木竹の伐採、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行為をしてはならない。

(2)　自然環境保全法第 28 条及び自然環境保全条例第 22 条の規定により、自然環境保全地域の普通地区において、工作物の新・改・増築、土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、国指定地域にあっては環境大臣に、指定地区にあっては県知事にその旨を届け出なければならない。

８　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
沖縄県自然公園条例（昭和 49 年条例第 10 号）

(1)　自然公園の特別地域又は特別保護地区においては、国立公園にあっては環境大臣の国定公園、県立自然公園にあっては知事の許可を受けなければ、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為をしてはならない。

(2)　自然公園の普通地域において、工作物の新・改・増築、土地の形状変更等の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣へ、国定公園・県立自然公園にあっては県知事へ、届けなければならない。その場合、環境大臣又は知事は、届出者に対して当該行為を禁止し、制限し、又は必要な処置を執るべき旨を命ずることができる。

９　森林法（昭和 25 年法律第 249 号）

(1)　森林法第 25 条第 1 項に規定する保安林の区域内で、墓地等の造成をしようとする場合は、同法第 27 条第 1 項により保安林解除の申請を農林水産大臣に提出し、解除の通知を受けなければならない。

(2)　森林法第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の対象民有林の区域内で墓地を造成しようとする場合で、1 ヘクタール以上のものについては、同法第 10 条の 2 による開発行為の許可を受けなければならない。

10　農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に、墓地等を新設・拡張しようとする場合は、同法第 4 条又は第 5 条による農地を農地以外のものにする知事の許可を受けること。

11　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

糸満市が墓地等を設ける場合は、地方自治法第 244 条の 2 の規定により条例を制定し、必要に応じて規則を定め、管理運営上支障のないようにすること。

12　その他、関連法の許可を受ける。

(1)　都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
(2)　土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）
(3)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）
(4)　宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

第６　その他

１　審査にあたっての留意事項

墓地の経営には、永続性、非営利性が求められるため、平成 12 年 12 月 6 日付生衛法発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針等について」に基づき、「経営者の適格性」「墓地の設置場所及び構造設備」「安定的な経営管理計画」「墓地使用約款（規則）」について審査するものとする。

また、墓地使用権の販売により一時的に多額の金銭が集まり、これを墓地経営でなく他の事業に回し、本来の墓地経営に支障をきたす事例等があることから、許可にあたっては、「使用料を原資とする管理基金を造成すること」等必要に応じて許可条件を付けることとし、次の事項に留意すること。

(1)　自治会の意見については、墓地等の設置される住所地である自治会の意見のみならず、必要に応じて、隣接市町村及び隣接自治会の意見についても考慮し審査すること。

(2)　墓地等の造成については大規模な開発となるので、常に環境保全に留意し、墓地造成工事着手後は関係機関と連携を密にすること。

２　墓地の維持管理について

墓地の維持管理について具体的には、墓地内の清掃、諸施設の整備、修景等であるが、根本的には墓地の保全であり、墓地の経営者は環境衛生上支障のないように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。